

◎減免対象期間

廃業、離職日の翌日から翌年度末までの期間。

※平成21年3月31日から22年3月30日までに倒産、離職した場合は平成22年度課税分に限り減免します。

◎申請に必要なもの

①の場合

廃業・倒産が確認できる書類(廃業届出書、倒産決定通知書等)

②の場合

失業の理由の確認ができる書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)

医療給付費分と後期高齢者支援分の課税限度額が変更になりました

平成22年度税制改正により、「医療給付費分」と「後期高齢者支援分」の課税限度額を下表のとおり改定しました。

課税の区分	医療給付費分	後期高齢者支援分	介護給付金分
平成21年度	47万円	12万円	10万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円

社会保険の被扶養者であった、65歳以上の人への減免期間が延長されました

社会保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことで、その人の被扶養者であった人が国民健康保険に加入した場合、その時点で65歳以上の人について、保険税を減免することになっています。その措置期間が2年間から当分の間に延長されました。 ※減免措置を受けるには申請が必要です。

2 個人市県民税について

失業、疾病等により所得が著しく減少する方で一定の所得条件を満たす場合は平成22年度個人市県民税が減免されます

◎失業、疾病等とは

本人の意思に反した会社等の都合による解雇や、倒産及び深刻な経営の悪化による廃業により失業した場合、又は病気等によりやむを得ず離職した場合をいいます。

◎一定の所得条件とは

①本人の前年所得が400万円以下の方

②本人の本年度所得が前年度所得より30%以上減少する方

③世帯全員の本年度所得合計金額が400万円以下の場合。

※①②③の条件の全てを満たさなければなりません。

※本年度所得には雇用保険基本手当等を含めます。

◎減免割合

申請日以後に到来する納期分の所得割額を所得の減少の程度に応じて減免します(均等割は減免の対象にはなりません)。

◎申請に必要なもの

●失業の理由の確認ができる書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)

●廃業・倒産が確認できる書類(廃業届出書、倒産決定通知書等)

【減免の割合】

前年の所得金額	本年度所得の減少の程度	
	30%以上50%未満	50%以上
200万円以下	2分の1	10分の10
300万円以下	4分の1	2分の1
300万円超	8分の1	4分の1

【国税税、個人市県民税減免申請場所】

■市役所税務課

■国見、武蔵、安岐総合支所地域総務課及び各出張所

問い合わせ

税務課 市民税管理班 ☎0978-72-5162